

1 離婚の合意等

- (1) 協議離婚は、離婚届が受理されて効力が生じますので、公正証書に協議離婚を合意すると記載しただけでは離婚は成立しません。

そこで、離婚届に署名押印し、公正証書作成後、速やかにどちらかの者が届出をする旨を合意しておくことが好ましいとされており、その旨公正証書に記載しておくこともあります。

- (2) また、未成年者の子がいるときは、一方の親を親権者と定め、離婚届にその親権者を記載する必要がありますので、その合意も必要になります。

なお、子の監護養育は、親権の内容であることから、親権者が監護養育することが多いと思います。

- (3) これらを踏まえた、文例の一つとしては、次のようなものが考えられます。

第〇条（離婚の合意等）

夫〇〇〇〇（以下「甲」という。）と妻〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和〇年〇月〇日、両者間の未成年の長男〇〇〇〇（平成〇〇年〇月〇日生、以下「丙」という。）及び長女〇〇（平成〇〇

年○月○日生，以下「丁」という。）の親権者を乙と定め，乙において監護養育することとして協議離婚すること（以下「本件離婚」という。）及び離婚届に各自署名捺印し，この届出を乙において速やかに行うことに合意し，かつ本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。